

東海市市民憲章

私たちは、古い歴史と輝かしい未来をもつ東海市の市民です。

私たちは、よい市民となり、いっそう豊かで住みやすいまちをつくるために、ここに市民憲章をさだめます。

- 緑と花につつまれたきれいなまちをつくりましょう
- 笑顔にみちた心のかよう家族をつくりまましょう
- ゆたかな心を養い すこやかなからだをつくりましょう
- 進んできまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 元気で働き 明るいしあわせなまちをつくりましょう

教育目的

- | | |
|------------------|-----|
| 1 「自学」 自ら学ぶ態度をとる | (知) |
| 2 「真心」 真心を行動で示す | (徳) |
| 3 「鍛錬」 進んで心身を鍛える | (体) |

富中生徒会スローガン

ぼくたち わたしたちの

手でできることは

ぼくたち わたしたちの

手でやろう。

目 次

市民憲章	1
教育目標	2
富中生徒会スローガン	2
目 次	3
校 歌	4
校内生活	5
警報発表時の生徒の登校時の対応等について	10
「相談機関の一覧」	11
生徒会会則	12
生徒会の年間活動計画	15
委員会規約	16
学級の活動	17
『ボランティア』ってなんだろう？	18
『ボランティア』3つの約束	18
富中生が取り組んだ主なボランティア活動	20
ボランティア活動の記録方法	21

校 歌

作詞 加藤員安

作曲 有賀正助

1. 東海の かすむ入江に
たちのぼる 鉄焼く煙
あかあかと 高炉は燃えて
日本と 世界を結ぶ
いざ友よ 富木島の友よ
身と心 強く鍛えて
^{すこ}健やかに 国につくさん 国につくさん
2. いま開く 知多の山並み
光みち 木々は緑に
水清き われがまちよ
新しき わがふるさとよ
いざ友よ 富木島の友よ
誠実に 愛情深く
人の世の さちを築かん さちを築かん
3. 丘のえの 白き学びや
みんなみの 風はさやかに
^{くれない}紅の 花もかおりて
ゆく雲に のぞみはるけし
いざ友よ 富木島の友よ
たゆみなく とともに求めん
とこしえの 真理と平和 真理と平和

校 内 生 活

施設の利用

1 公共物

- (1) 施設備品は、係の先生の許可を受け大切に使用し、使用後は後片付けをし、その旨を報告する。
- (2) 万一器物を破損したら、ただちに先生に申し出、指示に従う。

2 図書館

- (1) 昼放課に貸し出し・返却を行う。
- (2) 館外貸し出しは、1日に2冊とする。
- (3) 貸し出し期間は14日間以内とする。
- (4) コンピュータ利用のため、貸し出し・返却の際は、必ず個人バーコードを持ってきて手続きをする。
- (5) 「禁帯出」、「館内」のラベルの本は貸し出さない。
- (6) テスト週間は、閉館する。

3 体育館・武道場

- (1) 授業、行事、部活動以外の使用は禁止する。
- (2) 体育館内では、指定の履物を使用する。
- (3) 設備・器具を許可なく使用しない。

4 体育器具庫・クラブハウス

- (1) 器具類・クラブハウスは、学習・部活動以外には使用しない。
- (2) 整理整頓は、学習係、部員が責任をもち、戸締りをする。

5 保健室

- (1) けが、病気などで入室を必要とする生徒は、担任または教科担任の先生に連絡し保健委員の付き添いで、養護の先生に届け出、指示に従う。
- (2) 保健室での休養は原則1時間とする。

生徒会、学級活動

学校生活をよりよくするために、それぞれの組織をつくり、協力して学級の活動をする。(生徒会16頁、学級23頁参照)

部 活 動

- 1 部活動の入部については、希望制とする。
- 2 1年生は1学期当初に所属部を決定する。
- 3 テスト週間、月曜日、顧問の先生が不在の日は、原則として練習を中止する。
- 4 朝部は基本的に行わない。ただし、秋季期間中の最終下校時間が短い10月～2月は朝部を可能とする。
- 5 週2日以上以上の休養日を設ける。
※『平日に1日』と『土日のいずれか1日』は休みにする。

6 部活動の種類

(1) 運 動 部

軟式野球，ソフトボール（女子），サッカー，ハンドボール，ソフトテニス（女子），バレーボール，バスケットボール，卓球，柔道，剣道

(2) 文 化 部

吹奏楽，美術工芸

登 下 校

1 普通時の登下校

- (1) 長期休業中を除いて原則制服登校とする。
- (2) 登校時間は7時以降とする。
- (3) 最終下校時間は次のとおり。

4・5・6・7月	9月	5：15	1月	4：30	
5：30	※10月	5：00	2月	5：00	
8月	5：00	11月・12月	4：30	3月	5：30

※富中フェスティバル後は4：30

2 警報発表時における生徒の対応について（13頁参照）

諸 届

- 1 病気，事故等やむを得ない理由で欠席遅刻するときは，
8：00～8：15に保護者が学校に連絡する。
- 2 やむを得ない事情で早退，欠課，見学をするときは，連絡カードに保護者が記入したものを，担任の先生と教科の先生に提示して申し出る。
- 3 旅行等は担任の先生に届け出をし，必要に応じて学割の発行を受ける。

出席停止・忌引

- 1 インフルエンザ等の感染症に罹患した場合は，出席停止となり，欠席の扱いにはならない。学校に連絡するとともに，所定の用紙を提出する。報告用紙は医療機関にない場合もあるので，その場合は学校で用紙を受け取る。
※インフルエンザ，新型コロナウイルス感染症…発症後5日間を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで。
- 2 親族の葬儀等に参列する場合は，忌引となり，欠席の扱いにはならない。忌引の日数は原則下表のとおりとする。

血	父	母	7日	姻	義兄・義姉	1日
	祖父	祖母	3日		おじ	おば
族	兄弟姉妹	3日				
	曾祖父	曾祖母	1日			
	おじ	おば	1日			

服 装

中学生としての品位を保ち清潔と質素に心がけ華美にならないようにしよう。

1 通 学

- (1) カ バ ン 富中バッグ，黄ナップとし，余分なものはつけない。
 - (2) く つ 白，黒，紺，灰を基調とした，運動しやすいもの。
 - (3) スリッパ 学校規定の学年色別のもの。
 - (4) 名 札 学年色別のもの。
- ※(3)(4)の学年色は，
1年緑，2年赤，3年黄とする。

2 制 服

- (1) 学 生 服 黒色のつめえり学生服（標準型）
黒の長ズボン（標準型）
学生服の下は白のカッターシャツを着用する。
- (2) セーラー服 紺色セーラー服（標準型）
紺色のスカーフを結ぶ。
紺色スカート（標準型）
紺色セーラー服の下は白，黒，紺，灰，ベージュのいずれかの色のものを着用する。
- (3) ブレザー 東海市指定のブレザー型学生服（標準型）
東海市指定のズボン，スカート，キュロットのいずれか（標準型）
ブレザーの下は白のカッターシャツを着用する。
- (4) 暑いとき 半袖カッターシャツ，半袖セーラー服，半袖ポロシャツ（白，黒，紺，灰）のいずれかを着用する。
- (5) 肌 着 白，黒，紺，灰，ベージュとする。

(6) くつ下 白, 黒, 紺, 灰の単色のものとする。ワンポイント可。

(7) 頭髪 染髪, パーマ, 整髪料は施さない。

3 運動

(1) 冬 ジャージ上下 (学校指定のもの)

(2) 夏 半そで体操シャツ、男子・女子共ハーフパンツ (学校指定のもの)

(3) くつ 通学用と同じ。

体育館では学校指定の体育館用シューズを使用する。

4 防寒具

登下校時のコート・ウィンドブレーカー・手袋・マフラー・ネックウォーマー・タイツ可。ただし、色は華美でないものを選ぶ。

5 その他

衣替えについては、自分の健康を考慮して夏服・冬服を決める。

警報発表時の生徒の登校時の対応等について

「特別警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表された場合

- ・登校しない。

「暴風警報」「暴風雪警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表された場合

◆午前6時30分までに警報が解除◆

平常どおりの授業を行う。

◆午前6時30分までに警報が解除されない場合◆

当日の授業は中止とする。

※警報が解除されても、道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと判断す場合は、登校を見合わせる。その場合、保護者を通じて学校に速やかに連絡する。
※警報が発表される可能性が高い場合、前日までに中止を決定することもある。

「暴風警報・暴風雪警報」「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合、注意情報や警報等の気象情報を把握するとともに、気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、臨時休校や授業を中止することがある。

「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表された場合

「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」のみの発表では、休校にはならない。

道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと判断する場合は、登校を見合わせる。その場合、保護者を通じて学校に速やかに連絡する。その後、安全が確認されたら登校する。

「大津波警報」「津波警報」が伊勢・三河湾区域に発表された場合

- ・自宅待機とし、学校から連絡があるまでの間、臨時休業とする。

「相談機関の一覧」

- 東海市役所学校教育課「教育相談」
052-603-2211/0562-33-1111（内線628）
月～金 9：00～16：00
- 知多教育事務所「いじめ・不登校相談」
0569-21-0900 月～金 9：00～16：00
- 県総合教育センター「教育相談」
0561-38-2217 月～金 9：00～17：00
- 愛知県警察本部「ヤングテレホン」
052-764-1611 月～金 9：00～17：00
- 法務局「子ども人権110番」
0120-007-110 月～金 9：00～17：15
- 中央児童・障害者相談センター
「子ども家庭110番」
052-953-4152 毎日 9：00～17：00
- 県教育・スポーツ振興財団
「教育相談こころの電話」
052-261-9671
年末年始を除く毎日 10：00～22：00
「いじめホットライン24」
052-261-9671 毎日24時間体制

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は富木島中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は自主的精神に基づく自治活動を通じ、会員の生活向上をはかり、学校行事に積極的に参加し、立派な社会人になるよう努力することを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会会員は富木島中学校の全生徒とし、教職員は特別会員とする。

第4章 権 限

第4条 本会の議決に対しては学校長が最高決定権を有するが、次の活動を行うことができる。

- (1) 生徒会活動をするために必要な委員会の委員の任命
- (2) 生徒会役員選挙
- (3) 生徒会予算の各委員会への配分と運用
- (4) 学校行事への積極的な援助と、会員の生活向上への行事を企画実施
- (5) 学校内外および地域社会党における奉仕活動
- (6) 会則の改廃

第5章 総 会

第5条 総会は本会の最高決議機関である。

第6条 総会は会則の改正、議会が必要と認めたとき、会員の3分の1以上が要求したとき、および特別会員が会議により開会を要求したときは、会長により招集される。

第7条 総会は全会員の3分の2以上の出席を必要とし、過半数の票決により決定される。

第6章 議 会

第8条 議会は生徒会役員、各学級・学年および各委員会より選出された議員により構成する。

第9条 議会は議員の中より正副議長を選出し、議会運営の任にあたる。

第10条 議会は総会の代行機関であり、本会の目的を達成するために必要な権限を有する。

第11条 議会は原則として月1回開き、議員の3分の2以上の出席を必要とし、議決は出席議員の過半数とし、可否同数の場合は議長の裁決による。

第12条 議員の任期は、本会役員の任期と同期間とする。

第7章 役員

第13条 本会の役員は会長1名、庶務6名として、生徒会役員を構成する。

第14条 生徒会役員は全会員により無記名投票で選出する。

第15条 役員任期は6か月とし、前期4月～学校祭まで、後期学校祭後～3月末日までとする。

第16条 役員選挙は任期終了前3週間以内に行う。

第17条 役員選挙は別に定める富木島中学校選挙規則により行う。

第18条 会長は生徒会の代表者として会務を行う。庶務は会長を補佐し、会長に事故があるときは代理をする。また、会の記録やその他の事務を行い、規定に従い会の財政をとりあつかう。

第8章 委員会

第19条 本会には生徒会で承認された委員会が組織される。

第20条 各委員会は各学級から選ばれた委員により構成する。また、委員会には、顧問をおく。

第21条 各委員会の活動は委員会規約に従って行う。(22頁参照)

第9章 財政

第22条 本会に必要な経費は生徒会費による。その配分は各委員会および生徒会役員の申請を受けて生徒会役員(庶務)が立案し、議会の承認を経て決定する。

第23条 予算決算は議会の決定に基づいて行使しなければならない。

第10章 顧問

第24条 本会には顧問をおく。

第25条 顧問は本会の活動に対し助言指導をする。

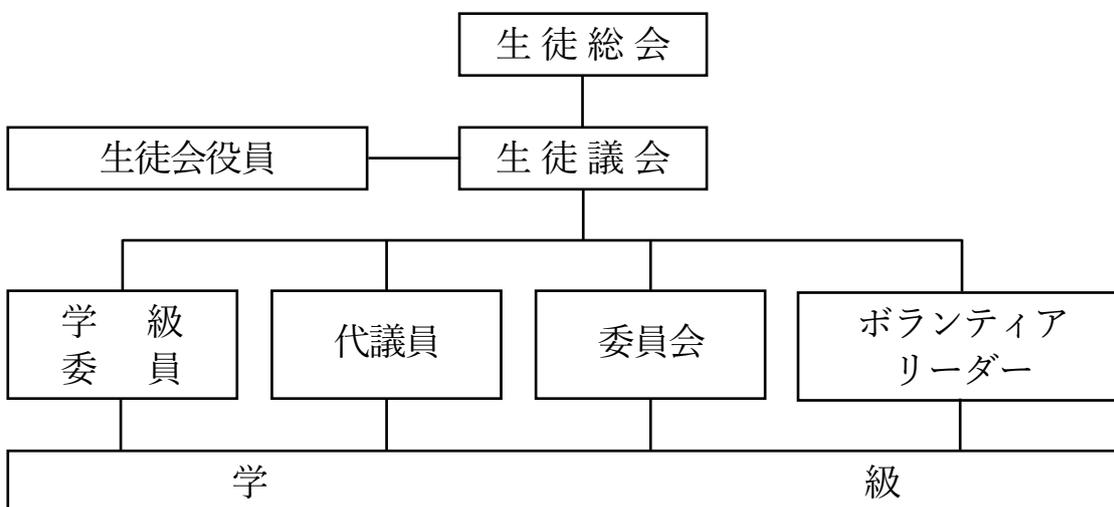
第11章 最高決定権

第26条 学校長は生徒会のいかなる問題に関しても最高決定権を有する。

第12章 改廃

第27条 本会則の改廃は代議員の3分の2以上が必要と認め総会において過半数の賛成を得て改廃することができる。

生徒会組織



生徒会の年間活動計画

- 4月 新入生歓迎会
- 5月 生徒総会
- 6月 学校保健委員会
- 7月 部活動激励会
- 9月 後期生徒会役員選挙
- 10月 富中フェスティバル
- 11月 学校保健委員会
- 2月 入学説明会・生徒総会
- 3月 前期生徒会役員選挙

※年間常時活動として下記の事項を行う。

- (1) 生徒議会の招集・提案事項の協議
- (2) あいさつ運動
- (3) 生徒集会の企画・運営など
- (4) 校内・通学路美化運動
- (5) 各種募金活動

委員会規約（第8章21条）

- 1 委員会は、前期、後期のそれぞれの第1回委員会にて、選出された委員長を中心として組織される。
- 2 委員会の人数および募集の方法は、委員長が提案し生徒議会の承認を経て決定する。
- 3 委員会の予算は、委員長の要望を生徒会役員で審議し、生徒議会の承認を経て決定する。
- 4 委員会は定期的に顧問の先生の出席のもとに開かれるほか、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 5 委員会の決定事項は原則として、生徒議会の議決を経て実施される。

学級の活動

1 学級三役の構成

- (1) 学級三役は、学級委員、代議員、書記で構成され、前期、後期の選挙により決定する（男女各1名）
- (2) 代議員は、生徒議会に出席し、学級へ議決事項を伝える。
- (3) 学級委員は、学級のリーダーとして、学級の総括、学級会の議長を行う。
- (4) 書記は、学級日誌の記録を中心とした各種の記録をする。

2 学級の各委員会の構成

- (1) 各委員は、前期、後期の初めに選出する。
- (2) 各委員は、生徒会の各委員会の委員を兼ね、それぞれの仕事を担当する。（22頁参照）

3 学級の各係の構成

- (1) 学級には、学級の実態に応じて、各種の係を置くことができる。
- (2) 各学級とも、教科ごとに学習係をおき、各教科の連絡、準備、あとかたづけをする。
- (3) 日直の仕事については、各学級で決める。

『ボランティア』ってなんだろう？

「ボランティア」は、お金や物をもらわずに、人や社会の役に立つことをすることです。そして、その言葉には、「自分の意志で、進んで行う」という大切な意味がこめられています。

社会や人の役に立ちたいという一人一人の純粋な気持ちでボランティアを行うことが大切です。実際にボランティア活動してみると、活動を通じていろいろな人とのふれあいがあったり、人の役に立ててよかったという充実感があったりして、とてもやりがいを感じるものです。人と人がお互いに助け合うボランティアは、とても大切なことなのです。

『ボランティア』 3つの約束

- だれかに言われてやるのではなく、自分から進んで行います。
- 物やお金をもらうことを目的としません。
- 自分だけのためではなく、みんなのために、社会や地域のために行います。

富中生が取り組んだ主なボランティア活動

月	活動名	備考
4月	ハルハルモリモリパーティ（姫島児童館）	校内
5月	緑のボランティア	校内
	地域・PTAあいさつ運動	校内
	富木島小学校運動会 片付け	校外
6月	各コミュニティクリーンサンデー	校外
7月	通学路清掃キャンペーン	校外
夏休み中	姫島児童館夏まつり	校外
	地域夏まつり等会場設営	校外
	地域夏まつり等運営	校外
	コアど真ん中まつり会場設営	校外
	コアど真ん中まつり運営	校外
	富木島小学校区地域あいさつ運動	校外
	ちょこっとボランティア	校内外
	東日本大震災復興支援	校外
	ろうじん福祉施設	校外
	社会福祉活動	校外
	防災関連活動	校外
9月	姫島コミュニティ運動会	校外
	富木島コミュニティ運動会	校外
10月	明倫コミュニティ運動会	校外
	地域・PTAあいさつ運動	校内
11月	東海秋まつり	校外
	通学路清掃キャンペーン	校外
	船島市民館まつり	校外
	緑のボランティア	校内
	富田公民館まつり	校外
	富木島公民館まつり	校外
12月	緑のボランティア	校外
2月	緑のボランティア	校内

	明倫コミュニティ交通防犯パレード	校外
--	------------------	----

【常時活動】 月曜日	あいさつ運動	校内
木曜日	木曜ちょボラ	校内

- この他にも、様々なボランティア活動があります。
- ボランティア掲示板や担任の先生からの紹介等で確認して、進んで参加をしましょう。
- 紹介されたものだけでなく、自ら気付いてボランティア活動に取り組みましょう。

ボランティア活動の参加方法

【決める】

- ①取り組みたいボランティア活動を決める。
 - ・先生からの紹介，ボランティア掲示板（本館1階）の募集ポスター，ボランティアリーダーからの呼びかけなどを参考にして，取り組みたい活動を決める。
 - ・自分で取り組むことができそうな活動を見つけて，活動を決める。
- ②ボランティアカード（Vカード）に必要事項を記入する。
 - ※他の予定（部活動や学習の時間など）を確認して，重複しないように心掛けよう。
- ③Vカードを担当の先生へ期限までに提出する。

【確認する】

- ④事前指導が行われるので，そこで提出したVカードをボランティア担当の先生から受け取る。

【活動する】

- ⑤Vカードをもって，ボランティア活動に出かける。
 - ・集合時間や場所を間違えないようにしよう。
 - ・移動する際は，交通安全に気を付けよう。
- ⑥担当の方や担当の先生にあいさつをして，活動を始める。
- ⑦すべての活動が終わったら，担当の方や担当の先生からVカードに「確認印」を押してもらおう。

【報告する】

- ⑧帰宅したら，保護者に活動の内容を伝える。
- ⑨担任の先生にVカードを提示して，活動の内容を伝える。
 - ※自主的に取り組んだ活動がある場合も，担任の先生に報告しよう。